

# S.G. ハウの障害児教育思想について

## —初期における盲教育論を中心に—

中 村 満紀男(東京教育大学)

### I はじめに

アメリカの特殊教育成立に指導的な役割を果たしたと思われる Samuel Gridley Howe (1801~1876) の教育論については、従来、断片的な程度にしか明らかでない。従って、ここでは、ハウの障害児教育思想形成過程についての一部を明らかにするのが主要な関心である。しかしながら、彼の障害児教育思想は、そのみで独立している分ではなく、彼の社会思想、さらにまた当時の歴史的・社会的状況と密接に関係していると思われる。これらの相互の諸関係、またその総体的構造における障害児教育思想の位置を明らかにするのが究極の目的である。

ところで以上のことは、次のことが基底にある。近代における障害児をめぐる諸問題は、近代社会(資本主義社会)の構造的特質と基本的に関わること、次に、そのような規定性にもかかわらず、あるいはそれと対立して、盲児(障害児)の教育を何がどのように改革せしめていくかを歴史的に明らかにすること。従って、以上の研究対象の一つとして、アメリカ資本主義成立に重要な位置をしめるニューイングランドのマサチューセッツ州において、諸々の活動をしたハウをとりあげるのである。

次に表題についてであるが、ハウの障害児教育思想とは、「特殊教育」と対立する内容をもつ障害児教育の立場から、ハウの障害児についての思想を評価することであり、それはまた、障害児教育理論の内容を明らかにするための一つの作業である。(これはまた、近代社会の一定の発展段階において成立したと思われる歴史的概念としての「特殊教育」理論を明らかにすることでもある。)<sup>1)</sup>

また、副題の「初期」であるが、これは、全体を思想内容の特質から一応3期に分け、初期をハウが盲児の教育<sup>2)</sup>を志した1831年8月ごろから、盲ろうあ少女 Laura Dewey Bridgman の教育をはじめの前まで(1837年9月)、中期を、ローラの教育から、50年代まで(この期は、さらに数人の盲ろうあ児の教育をした37年10月から、「白痴」問題に関心をよせる40年代半ばまでを前期、「白痴」問題への活動が中心になる後期に分

けられよう)、そして60年代から死去(1876年1月)までが後期という時期区分による。

最後に、本稿の構成であるが、まず、どのような社会状況のもとで盲児の教育が問題となり、どのような目的で盲院が設立されたか、盲教育をはじめに際し、ハウはいかなる立場からいかなる盲人像をえがき、盲院の教育を規定したか、ハウの活動をささえた精神はなにか、残された問題はなにか、ということである。

### II 貧困盲人の近代的・社会的創出と盲院の設立

ハウが、ニューイングランド盲教育院(The New England Institution for the Education of the Blind)<sup>3)</sup>設立の主要な推進者であった John Dix Fisher から、1831年8月ごろ盲人教育事業をひきうけたのだが、この盲院はすでに、1829年3月2日、州議会から、財団法人化の認可をうけていた。

そこで、まず盲院設立の主要な前提となる貧困盲人の近代的・社会的創出をうみだした社会的・経済的状況についてのべる。というのは、19世紀初頭から本格的となった産業革命・農業革命によって貧民(その中に盲人も含まれていく)がうみだされ、社会問題としての貧困問題解決の一方策として、盲院が設立されたと考えるからである。

さて、19世紀初頭のニューイングランドは、経済的変動が急激に開始するアメリカ経済史上極めてユニークな時期であった。<sup>4)</sup>ニューイングランド沿海地帯の農業的諸タウンは、植民地時代から、最も早く商品経済の影響を受けて萌芽的に分解していた。しかし、一層の分解は、次の状況をまたねばならなかった。1807年の対英経済政策を契機として、ボストン商業資本は、仲介貿易から、木綿工業を中心に投資の方向を変え、散在的に工場を発生させていく。他方農村では、対英関係の悪化により、農産物が暴落し、劣悪な条件の多数の農業諸タウンが破滅的打撃を受け、急激な工業タウンなどへの人口流出に直面していた。内陸部の小営業については、マニュファクチャーは没落し、農村工業へと急速に展開するなかで、

自給自足経済は崩壊し、農業は商業的農業へと変容していく。このように、農民層の一層の分解は20年代には明確になってゆく。この現象は、輸送手段の改善と西部農業の発展により、次第に確固したものになる。

このようにして創出された人口は、労働力を求める工場都市に集中する。しかし彼らは、未熟なアメリカ経済の変動によって、たやすく影響をうけ、常に貧民化する可能性をもっていた。たとえば、1815年、19年のイギリス恐慌の影響でアメリカの工業は大きな打撃をうけ、かつ失業も大規模になり、いくつかの大都市では失業者は2万に達したといわれる。<sup>5)</sup>

さらに、この時期は、マサチューセッツ州に外国からの移民が到来した時期であった。なるほど、合衆国全体では、移民数のピークは、1850年代になるのだが、この19世紀初頭という時期は、沿海州マサチューセッツ州に移民が次第に殺到してくる時期なのである。Bidwellによれば、1810年から60年までのマ州及びボストンにおける人口の増加は次のごとくである。<sup>6)</sup>

(単位 千人)

	1810	1820	1830	1840	1850	1860
マ州	472	523	610	738	994.5	1231
ボストン	34.4	44.6	62.2	95.8	144.5	192.7

この数は、自然増加率を考慮しても、増加が著しいことが分り、それはほぼ移民によるのであり、また、そのうちのかなりの部分が、しだいに大都市になりつつあったボストンに集中していくことが示される。そして、移民も、貧富が構造的につくりだされる近代社会の中にくみこまれていったのである。

産業化・都市化・移民がまねいた問題は、近代的・社会的貧困がその方向性をもちはじめていたマサチューセッツ州財政における慈善関係費用の急激な増大にみることができる。1794年の支出総額を100とすると、1820年は138.9、一方、慈善関係費は、1794年の7.6に対し、1820年は26.6となり、1825年には25.9となっている。<sup>7)</sup>

慈善関係費は、実質的には、州被救恤貧民を扶養する費用であって、1794年を100とすれば、1811年331.3、19年には458.6、20年は504.6という急激な増加であった。<sup>8)</sup> この増加は、上述の社会変動ともなって「家長長制家族制度の崩壊」<sup>9)</sup>をもたらし、その結果、一方では労働能力のないものが、他方では、経済的混乱によって労働能力のあるものが社会的に創出され、いわば近代的な貧困が形成されつつあった状況を示すものであった。

そして、その労働能力のないもののなかに盲人が含まれていたと考えられる。たとえば、マサチューセッツ州と当時の状況が類似していたニューヨーク州の1824年のイエーツ報告(Yates Report)の中に、年間を通じて扶助を受けているものとして、287人(4.7%)の盲人が記載されている。<sup>10)</sup> またハウも、ばく然とながらも、盲児(人)の住所は、救貧院であった、また彼らは社会の最下層の民であったということを示している。<sup>11)</sup> このようにして、貧困問題の成立のなかに盲人もくみこまれていくのである。<sup>12)</sup>

次に、急激な救貧費増大という財政圧迫に対する州の対策をみていくと、すでに18世紀末に、独立戦争後再開された移民の増加とともに、貧窮者、無教育者、犯罪者が増加しはじめ、公共慈善に大きな負担となっていたので、その対策としてだされた定住権取得をきびしく制限した定住法(1789年、1794年)や1820年の「外国(港)から被救恤貧民が入国するのを防止する法律」などが従来もあったが、<sup>13)</sup>原理的対策は、1821年のクウインシー報告(Quincy Report)に求めることができる。その中で彼は、労働可能・不能については、単に自立できるか否かを基準にするのではなく、労働不能を最小限に限定し、少しでも働けるものを労働可能に含め、彼らをワークハウス又は授産所(Houses of Industry)の性格をもつ救貧院に收容し、経済的自立の方向で收容することが最も経済的であると示した。<sup>14)</sup> 彼の報告は、直接には救貧費増大を抑えるということがその意図であるが、背景としては、貧困、悪徳、犯罪がそれぞれ結合しており、それらが富裕階級(prosperous class)をおびやかす可能性があるという体制防衛を前提とした治安維持的観点からなされたものであろうこと、<sup>15)</sup> また彼の見解が果たした客観的な役割としては、労働力不足に悩む形成されつつあったアメリカ資本主義のために、労働力を創出したであろうことは注目しておく必要がある。さらに、この報告は、彼自身ものべるごとく、従来の救貧方法を批判し、さらに資本主義の先進国イギリスの実情を周到に研究してなされたのであることをつけ加えておきたい。

さて、ニューイングランド盲院の設立は、基本的にはクウインシー報告の適用であるといえよう。すなわち、第一に、労働能力の点からみれば、より低いとされる盲人が対象であり、第二に、経済的自立の方向で教育され、第三に、一種の授産所的性格をもった盲院で処遇されること、第四に、最も重要な点だが、その方法が最も経済的であると考えられたことである。いいかえれば、盲院

は、貧困盲児を対象として、<sup>16)</sup> 彼らの経済的自立を目的とし、それによって救済費の削減という州の意図に合致し、その限りでのみ支援を約束される<sup>17)</sup>という単に民間の運動ではなく、州政策のレベルにくみこまれていったのである。<sup>18)</sup> そこで、盲院理事の言をかりて、一応盲院設立の社会的意味を明らかにしよう。「社会から多くの重荷を除く」ために、「社会は、……盲人がコミュニティにとって負担となるのを防ぐための準備として」、つまり「社会の慈善的負債を買戻すための減債資金として（盲人の教育という）投資<sup>19)</sup>を考えねばならない」<sup>20)</sup>

ところで、盲院設立を考える場合、認可までの運動をみておく必要がある。その設立過程は、必ずしも十分明らかになっていないが、John D. Fisher という内科医がバリ留学中に見聞した盲児の教育知識を発端にして、設立過程においては、中産・商人階層<sup>21)</sup>が主体となって運動が展開される。彼らの意図は、一時的・孤立的なものではなく、上述の経済的変動によって生じた子どもや大人の犯罪や悪徳といった問題、いわば「社会悪」に対する多様な人道的、博愛的運動の一環として行なったものであろう。<sup>22)</sup> このように貧困盲人の創出を前提として、この改革運動によって盲院が設立され、それが州救済政策にくみこまれていったと考えるのである。産業革命の初期に盲院が設立されたのは、これらの階層の果たした役割が大きな意味をもち、かつ、州が一定の役割を果たしたことは、イギリスなどと比較した場合、独自の意味をもつ。

### ■ ハウの盲人像と経済的自立

ここでは、ハウの盲教育の基礎となる盲人観と盲院の究極的な目的および両者の相互関係、さらにそれらの州救済政策レベルにおける位置を明らかにしたい。

従来の盲人処遇をあらためて、盲院を設立して教育を行なおうとする場合、あらたな救済方法がなければならず、それはまた、あらたな盲人像を必要とする。彼もまた、盲人の救済方法を批判し、盲目の発生と貧困の密接な関係と盲人の貧民化を明確に認識し、<sup>23)</sup> のちにみるように教育の主要目的を経済的自立としていた以上、「社会」（支配階層）からの接近であったことは否定できないが、同様に注目すべきことは、従来の救済方法に関して、「施物では、盲人をなぐさめることはできない」という観点である。施物・慈善は、与える側の単なる自己満足であり、盲人を逆に「きずつけ、だめにして」<sup>24)</sup> しまうという観点である。彼の批判には、「なみはずれた努力や多額の費用が……みだりに与え」<sup>25)</sup> られるという

クインシーの線とともに、その救済方法が盲人自身に害を与え、重荷になっているというハウ独自の認識があり、その方向の深化いかんが新しい盲人観の形成、従って教育論の質的内容に意味をもってくるのである。また救済方法に関しては、盲人が弱く、不活発でふさぎこみ、無益で依存していると考えられたり、特有なうわべだけの慈善の対象とされているのは、感情的な同情によるのである<sup>26)</sup>として、彼はそのような方法に対置する「科学的・知的救済」を提示するのである。<sup>27)</sup>

その方法は、ハウの盲人観と密接にかかわっており、それにはまず、盲人についての宗教的規定に注目しなければならない。なぜなら、従来の盲目＝神の賜物という見解からは、宗教教授はありえても、世俗的教育の発想は不可能だからである。ハウは、身体的不完全としての盲目を、神（宗教）に環元せず、神を前提としながらも、現実の解決可能な問題としてとらえる。<sup>28)</sup> これは、盲人についての宗教的規定の転回であるといえよう。そこには、人間の理性・道徳性に関するユニテリアンとしてのハウの考えが裏うちされているのであり、それが盲人観および盲人の教育可能性に関する考えに拡大・深化したと考えられるのである。

さて、救済方法に対する批判は、盲人像の批判を前提とした。まず彼が、「人間性の理想の極致」<sup>29)</sup>を、「知的活動が活発で開明されており、道徳的感情が洗練され、強固としており、身体的形態が健全で美しい存在」と伝統的な観念を提示する時、「完全な体性（physical nature）に対する一つのうちかちがたい障害物」であり、また「完全に回復することができない」<sup>29)</sup> 盲目の人間は、その理想像とは隔絶した存在であるか。そうではなく、盲人とは、「我々自身と同じ能力、感情、欲求、同じ誇り、同じ野心をもった」<sup>30)</sup> 存在となりうるのである。これは画期的な見解であり、ニューイングランド盲院における教育の支柱となり、かつ後におこなわれる彼の重複障害児や「白痴」の教育における障害観への出発点となったのである。

ところで、彼の考える盲人とは、「正眼者と同じように幸福に、有用に、自立して生きることができる」<sup>31)</sup> 盲人と同義なのであった。しかし、彼が「私のルールは、個人の善の前に、コミュニティの善である。コミュニティの善の前に、人類の善である」<sup>32)</sup> と明言する時、彼の「有用」、「自立」の意味を分析することが必要となろう。なぜなら、「個人の善」の否定および社会全体の善への傾斜がこの時点で現実の意味するところは、「社会」

の立場だからである。その場合、彼のいう盲人の問題は、盲人自身の全体的利益を、直接に意図したものではないということになる。それらを明かにするために、次に教育可能性・教育目的についての彼の見解を手がかりにしよう。

「彼らは能力をもっているのである。彼らは自分で働きたいと思っている。彼らは、徳性・知性をもっており、それらは発達し、陶冶されることが必要なのである」<sup>33)</sup> し、また、「ものうげで、無為無力な存在から、知的で活発で幸福な存在へと変る」<sup>34)</sup> ための「知的・身体的教育を盲人がうける可能性」<sup>35)</sup> をもっているのである。すなわち、知性は他の感覚を通して(補償)、道德・宗教に関しては、正眼者と実質的に変わりがなく、ただ身体(盲目の身体に対する影響)がかなり困難な問題であるが、教育により軽減できるのである。<sup>36)</sup> このことを、彼は、先進国の経験、感覚論、歴史上の有名な盲人の例をあげて論証する。

盲人がもっている正眼者と比肩すべき「能力」とは何か。それは、正眼者と同じ位の数学・言語などを学び、教える能力であり、正眼者よりもすぐれている音楽の能力であり、また多くの子どもの手仕事をこなす能力なのである。<sup>37)</sup> では、彼らの教育は何を目的としているのか。「人間の全体性(whole nature)、すなわち、徳性・知性・体性の発達と最大に可能な完全さ」<sup>38)</sup> をめざすことである。具体的には、「盲人に自活する手段を与えること」がその目標となる。

この目的と目標のあいだには、大きな落差がある。あるいは、「徳性・知性・体性」が「自活力」化している。それらを手段として自活力をえさせるのである。ここでは、目的は目標の実質化にすぎず、その具体は、より自活可能な職種ということで、盲人の音楽家、数学者、言語学者、各々の教師、手仕事者ということになる。また「徳性」が、主に盲人の「勤勉」を要求している時、以上の目的と目標についてのハウの見解は、客観的には、貧困問題からのアプローチ、すなわち、「社会」の要求の代弁者、実践者の立場から、貧困問題という社会問題を盲人個人にになわせるという自活者として、盲人をみなすことになる。なぜなら「盲学校の最大目的」とは、「後の生活で盲人自身の努力によって、生徒に自活する手段を与えること」<sup>39)</sup> だから。これはまた、さきの「自立」の答にもなる。それは自活ということであり、経済的な意味にはほぼ限定されよう。従ってまた、「有用」とは、自活できてはじめて、社会的に有用になるというこ

とになり、目的は、「社会」的に有用な経済的自立者の養成ということである。

「自立」、「有用」、「勤勉」とは、とくにプア・リチャードの功利主義というニューイングランドの伝統的精神ないし、「働かざるもの食うべからず」というプロテスタント倫理であり、ハウの論もその反映ともいえるのであるが、この「自立」、「有用」、「勤勉」の歴史的な意味は、近代における盲教育を成立させた法則的な目標であるということであり、<sup>40)</sup> ハウも一面において、画期的な盲人像を提示しながら、それを「自立」、「有用」、「勤勉」に焦点をあわせることによって、その目標に規定されてしまうのである。すなわち、盲教育院の社会的になっている課題とは、救貧授産なのであり、また貧困問題に対する職業的自立という短らく的、直接的な答え方によって、「教育」もまた矛盾にみちることになった。ここに、「社会」の要求のプッシュをみることができが、しかし、教育目的にみられるように、それに限定されてしまうには、余りに豊富な思想的発展の萌芽をもっていたのである。

ともあれ上述の目標に従って、教育内容・方法がきめられ、またおのずから教育対象も規定されることになり、上述の一般的目的が、現実には何を意味するのかが一層明らかになる。

#### Ⅳ 盲院教育の内容・方法・対象

教育内容および方法、また対象を具体的に明らかにすることは、ハウの盲院教育の性格を一層明らかにすることであり、ハウが経済的自立を教育目標にしていたことが、単に州救貧政策の反映であったかいなか、逆にいえば、経済的平等が問題の前提であるという見解で「自立」を主張したのか(もちろんその場合、盲人の人間的主体がどうとらえられているかという疑問はある)いなかも、一層容易に理解されよう。

盲人を音楽家、数学者、言語学者及びそれらの教師に、また手仕事を職業とする人に養成する教育の内容・方法を、ハウはどのように展開していったか。

まず、「自立」化という目標を前提として、彼は、きわめて合理的な「自立」教育の原理を提出する。これは、ヨーロッパ先進諸国の経験を、単に「模倣すべき」ことだけでなく、「さけるべき」ことも多い<sup>41)</sup> という摂取の方法によりえられた原理なのである。

パリの盲院で、卒業して生計をたてられるのが20人に1人もいない<sup>42)</sup> という盲人の教育の「提案された目的」

を遂行できない<sup>43)</sup>最大の理由を、彼を次のように考える。「入学した100人の中に、すぐれた芸術家となりうる子どもは、いく人かはいる。しかし彼らは、織工としてはぬきでることは決してできない。すばらしい作曲家となりうる人もいる。しかし彼らは、決してよいかご作りとはならないであろう。他方、我々は色々な技術や手仕事に非常に熟練する人も何人かみることができる。しかし、彼らは諸々の言語を学んだり教えたりすることは決してできない。」<sup>44)</sup>つまり、パリの盲院では、教育が盲児の「生活における性質・才能・位置を考慮にいれずに、すべての盲児に適用される」<sup>45)</sup>というのが、パリ盲院で盲人を「自立」化できない第1の理由なのである。第2に、パリでは一日を、それぞれ数時間ずつ勉強、音楽、作業(手仕事)にあて、すべての子どもがこれに従う。これは、たとえば、手仕事を5時間毎日することは、盲児の目的が「知的教育である盲人にとってはあまりに多すぎ」、「手の労働によって生きようとする人には余りに少なすぎる」うえに、色々な手仕事を学ぶので、そのどれにも職業的自立という点では成功しない<sup>46)</sup>というのが第2の理由である。従って、「自立」教育の原理とは、第1に、将来の貧困な生活への準備(位置)として、各々の盲児の能力(才能)や性質という基準によってコースをきめること、第2に、第1をうけてそれぞれの目標(コース)に従って、それにできるだけ多くの時間をかけること。

ハウの主張は、一層具体的には、「数学<sup>47)</sup>を勉強したり、人に教えたりするのが非常にすきなならば、彼ら(盲児)は、これらの力を陶冶されなければならない」、また、音楽にすぐれた才能をもっていれば、「音楽は、彼らの主要な学業とならなければならない。彼らはできるだけ、音楽に多くの時間をさかねばならない。」その理由は、「彼らは、かごやマットを作るよりは、その才能によった方が、実社会で、よりよく確実にうまくいくだろう」<sup>48)</sup>からであるという。だから、手仕事を教えられるのは、「他の何らかの仕事にはっきりした才能のない人々の場合のみ」であり、「才能がなみでしかない大多数の者」<sup>49)</sup>という能力的に低いとされる盲児であり、手仕事は、「最後の手段、盲児の決死的行動(forlorn hope)として考えられなければならない」<sup>50)</sup>のである。この場合でも、手仕事は、徹底的に経済的自立がめざされるため、職種は、まずショーやパレードのための「困難で奇妙な手仕事」<sup>51)</sup>ではなく、また、「色々な手仕事を学ぶ必要もなく、<sup>52)</sup>正眼者と競合しない職種を選ぶべきで

あり、<sup>53)</sup>さらに先進国とくにイギリスでみられた「機械の導入」の脅威に関係しない職種に限定されるのである。<sup>54)</sup>

以上のコースのふりわけは、なるほど、「視力が最も必要でない職種」<sup>54)</sup>を基準に分けられたようにみえるが、実際には、彼自身の固定的な発達観に規定されているのである。これを、教育内容についてのハウの考えを通して、一層明らかにしてみたい。

彼は、「一般的な(教育)原理は、……知的教育と身体的教育<sup>55)</sup>を結合することである。」<sup>56)</sup>という。これは、イギリスやフランスの教育が、どちらか一方のみに偏していることへのユニークな反論として示されるのであり、彼の盲人の身体論は、どの論文でも詳しく展開されているのであるが、果して、この身体的教育が、どのコースに進む盲児にも同じ意味、すなわち、身体に健康に必要な教育として理解されているだろうか。「算術、歴史、地理、英語、仏語、結局コモンスクールで教えられているあらゆる学科の勉強」<sup>57)</sup>という知的教科を学ぶものは、身体に健康に必要で、「彼らの知的能力を常に緊張させないために必要な活動やレクリエーション」<sup>58)</sup>として、手仕事をするのである。一方、手仕事のコースに進むものは、職業としてそれを学ぶ。知的教科に関しては、前述したように、知的教科を学ぶものは、それにできるだけ多くの時間をかける。さて、手仕事に従うものにとって、知的教育はいかなる位置をしめるか。ハウはいう、「生活における盲児の運命」と十分な関連をもって、知的教授はなされるべきであって、すべての盲児が同等の知的教育を与えられてはならないとした。<sup>59)</sup>「私は、なるほど、よみやかぎの学習あるいは、知的知識の貯えの習得を妨げはしないだろう。だがしかし、彼らの職業(手仕事)を学習することにおいて、彼らの道をささげることが許されてはならない。」<sup>60)</sup>その結果、「よみ」がすべての子どもに、「かき」は大部分の子どもに教えられる<sup>61)</sup>だけで、その他の知的教科は、手仕事につく子どもには、除外されてしまうのである。<sup>62)</sup>このように、知的教育と身体的教育の結合は、知的にすぐれた子どもにのみ適用されているといえるし、劣っているとされる子どもは、知的教育可能性をもっているにもかかわらず、それによっては自立できないとされることにより、知的教育から除外されたうえに、教科内容も能力によって限定されてしまうのである。さらに、理事の見解ではあるのだが、能力の差による盲児の可能性の規定は、すべての子どもに適用されるとはいえない。「彼らの扶養費を出してくれるような親類をもつ生徒は、彼らの時間

を主に学業にあてる。」<sup>63)</sup>

教育の方法についてみれば、一般的には、生徒の心を熱心に、積極的に活動させながら、諸感覚を通じて行なう直接経験によるのである。その際の彼の基本的態度は、「盲児に周囲の物にさわるといふことは、正眼者に眼を使うなというようなものである」<sup>64)</sup> という点に示される。

ところで、知的・身体的教育のほかに盲院教育の内容をなす道徳教育は、どのような意味をもつのだろうか。すでに、盲人の道徳的発達、正眼者と実質的に変わらないことはのべたが、ハウの道徳教育の目ざすところは、上述のハウの諸見解の脈絡から考えれば、主に「有用な自立」を支える精神の形成という点にある。つまり、彼は、依存をはじめ<sup>65)</sup> 墮落を防ぐよう教え<sup>66)</sup> 自らを不幸な存在ではないと教えたのである。<sup>67)</sup> いいかえれば、盲人という存在は、神の賜物であり、それゆえ盲人は神に感謝すること、自己信頼、自分の資質への信頼、生活における幸福と有用への期待をもつことが道徳教育の内容なのである。<sup>68)</sup>

このように、盲人みずからの能力を活用し、道徳がそれを支えることを通して、社会問題である貧困問題の一部を解決する一助たらしめようという、社会問題の個人への環元化を果たしたのである。<sup>69)</sup> ここでは、教育を一つの手段とすることによって貧困問題を解決するという教育と貧困問題の混同がみられ、また近代における盲教育の出発は、社会的制度的には、学校教育の中からではなく、貧困問題からという必然性をも示しているともいえる。

以上、貧困問題が、教育の目的・内容・方法を規定したことをのべたのであるが、教育対象の現実的規定においても、明確に示すことが必要であろう。

彼は、入学最適年齢を、8～12才であるとする<sup>70)</sup> が、経済的自立を盲院の至上目的とする以上、明らかに自立困難な盲児は、適当な年齢及び貧困という要件はみたくも、入学できないことを暗黙に示していると考えられる。彼は、「他の人<sup>71)</sup> にとって、彼自身を有益にし、必要にする手段として」、「教育」が与えられるとのべ、「(「社会」= public)の注意に彼らが価するほど有益に」<sup>72)</sup> ならなければ、教育の機会はないとのべることによって、教育対象を限定する。これはハウの出発点であった、正眼者と対比させた盲人=無力者、依存者、慈善的存在という定式を打破したけれども、それは、自立可能盲人だけに適用されるのであって、自立不能盲人=無

力者、依存者、慈善的存在という定式があらたに作られることを意味し、この人々には、家庭内から出された場合、マルサス主義的な厳しい救貧院の処遇がまっていたのである。<sup>73)</sup> このことは、問題の発想が教育ではなく、貧困からであることを典型的に示し、さらに、教育をうける機会があった盲児も、能力によりコースがきめられ、学習内容も限定されることになる。従って、能力の低い盲児は、幾重にも差別され、また矛盾が集中したのであって、盲児の教育の問題は、障害(盲目)という単なる派生的・結果的な性格をもつものではなく、産業革命初期における社会的変動に伴ってうまれた矛盾の本質的部分の反映といえるのであり、近代社会においては、より弱い部分により強く矛盾が集中するという原則の例でもある。

盲院教育は、家族的緊縛から盲児を解きはなち、一部の盲児に教育の機会を与えたが、その教育は、彼らを社会的に解放するものとはいえず、すべての盲児を逆に、あらたな近代的くびきにつないだのである。1830年代初めのアメリカ産業革命初期の段階において、近代社会の行方について、ハウに明確な答えを求めることは、苛酷な要求であるけれども、彼の楽観的な近代社会観と、上述の彼の見解は、やはり重要な関係をもつであろう。

## V 盲・聾児の教育をうける権利と人道・博愛

初期ハウの思想的到達点において、最も高く位置するのは、盲・ろう児の教育をうける権利論であろう。もちろん、その場合の「教育」は、Ⅱ、Ⅳと関連をもってみなければならぬし、限定された内容をもつことは容易に理解できるが、しかし、この1836年の権利論は、教育思想上、とくに障害児教育思想史に限った場合、最も先駆的な例であるとともに、ハウの思想形成上、とくに1850年前後における「白痴」児の教育との関連で展開される権利論とかかわりをもった重要な見解であろう。さらに、マサチューセッツ州のコモンスクール運動に対する貢献<sup>74)</sup> なかでもホレース・マンの権利論への影響が考えられる。<sup>75)</sup>

「我々は、あらゆる子ども(all the young)が教育という恩恵にあづかる権利を認めている。我々は長い間、すべての人々に、つまり、白人のためにも黒人のためにも、最も富める人々と同じく最も貧しい人々にさえも、聾啞者のためにさえも、教育の手段を用意してきた。」従って、「そのいずれにも匹敵する可能性をもち、どれよりも大きい、はるかに大きい欲求をもつ盲人」<sup>76)</sup> もまた、

教育をうける権利をもっているのではとハウはいう。

初期における「権利」論の主張は、どのような背景のもとにできたのであろうか。そのためには、盲院の初期の財政状態をみておく必要がある。

年6,000ドルを、州の貧困盲児20人を盲院で扶養・教育するという条件で与えられた州の盲院に対する補助金とともに、盲院はまた、民間寄付を財政基盤としていたことは、1833年の一連の寄付募集の活動に求められるが、それは、恒常的にみて安定したものではない。1836年の盲院年報によれば、盲院は、州の条件である20人の給費生をうわまわる26人の給費生をうけいれている（盲院生徒総数は48人で、これは他州給費生、私費生を含めての数である。）<sup>77)</sup> その結果、財政上困難になっており、その上、「適格な」志願者がいる時、盲児に「教育」を与える論拠として、州・民間<sup>78)</sup>双方に対してよびかけたのが「権利」論なのである。<sup>79)</sup>

なるほど、州は1829年の盲院財団法において、30人以下の盲人の扶養・教育の費用を州が支払うとしているが、<sup>80)</sup>それは、コネチカット州ハートフォードの聾院へのマサチューセッツ州給費生に対する補助金の残額を支払うという形で認められた。<sup>81)</sup> さらに、1833年には、年6000ドルの州補助金が決められたが、これは、約6ヶ月にわたっておこなわれていた「教育」の成果を問う意味をもったマサチューセッツ立法部前における実演を通して、一方では、立法部が盲児を、救貧問題における明確な目的にかなう可能性ある対象として一応認め、他方では、人道的・博愛的社会改革者たちの運動により、盲院設立が獲得されたことなどから明らかなように、州政策としては、盲院設立・維持を積極的に推進しようとする意志は、必ずしもなかったといえるだろう。

従って、ハウが、盲院教育の目的をほぼ救貧授産と考え、盲人をその適格者とみなすけれども、費用の不足で救貧授産の適格者であっても入学できない盲児がいる場合、盲児の経済的自立という「教育」によって、盲児の貧困からの脱却を計ろうとする彼にとって、上述の州の意志と微妙に異なってくるゆえに、ここに明らかにハウと州の間に、一種の緊張関係が生じたといえるだろうし、それなしには、盲児の教育をうける権利は提起されえないのである。なぜなら、権利とは、緊張関係を前提として成立するのであるから。

ハウの権利論でとりわけ重要なのは、盲児の教育をうける権利論の时期的な早さもさることながら、「権利」論の思想的脈絡である。それをここでは、直接には、ハ

ウのこの期における黒人奴隷問題に関する見解の中に求めたい。彼はその中で、黒人奴隷が反乱に立ち上がり、彼がどちらかに味方しなければならないなら、彼は、反乱者（黒人）に加わり、「人間の諸権利のために、彼らとともに闘う（strike）」<sup>82)</sup>とどべているからである。

「人間の諸権利」のなかに、教育をうける権利を含め、さらに、現実にはその諸権利を獲得していない人々のなかに盲人を含め、盲児の教育をうける権利を主張するということは、次のように考えられよう。すなわち、教育をうけるのは、すべての子どもの権利、そしてさらに普遍化して人間の権利であることをまず確認して、人道・博愛精神をテコにして、黒人の延長線上にある弱者として盲児をとらえ、その盲児が教育をうけるのは、人間となるための権利として、<sup>83)</sup>子どもの権利へと、従って人間の権利へと一般化（万人への教育）させて考えたということなのである。

しかし一方、盲児を上述の権利論の「黒人・貧者・聾啞者」という弱者の部合に含めることは、当時の教育状況からすれば、画期的な柔軟な認識をもっていたとともに、逆に彼らの相互関係を構造的にとらえていないという側面をもっていたのである。さらに、その「教育」は現実には、また教育思想的には、矛盾した内容をもつのであるが、人権のコロラリーとして、盲児の教育をうける権利がのべられたことは高く評価しなければならない。

次に、この「権利」論の限界を指摘したい。まず、その論は、すべての盲児の教育を保証するものではないということである。そのためには、前章においてのべられた教育対象は、どのような盲児であったか、従って、ハウの「教育」は何をどのようにめざすものであったかを念頭におかなければならない。というのは、ハウの「教育」は、発達に著しい制約を加えているからである。つまり、盲児の「教育をうける権利」が保証される現実的範囲は、何よりも発達観において典型的に見出されうるし、それはまた、彼の教育思想の質—とくに盲児の教育をうける権利における—の評価の中核の対象としてもよいであろう。

彼は、発達に関しては、前述のように、固定的で狭く考えた。一つの能力にすぐれた子どもの発達可能性は楽観的に考えたが、より能力の劣る盲児の場合、知的可能性にはむしろ否定的であり、より劣る盲児の場合、彼のいう「教育」の、従って、それへの可能性には、暗黙ながらも著しく否定的であったといえるだろう。従って、彼の「すべての盲児の教育をうける権利」という時の

「すべて」とは、現実には、「すべて」ではないし、思想的にも、「すべて」を対象としているとはいえないのである。逆に、すべての盲児の教育をうける権利を保証しない「権利」論は、単にすべての盲児に保証しないというよりは、現実には、盲児を二分し、「権利」の対象を、より能力の高いものとする一方で、より能力の低いものは、「権利」の対象外とする積極的な機能を果すのである。

さて、盲児の教育をうける権利という場合、権利の主体は、形式上は、盲児ということになるが、結論からさきにいえば、実質的には主体は、「社会」ということになるだろう。ここでは、真に権利の主体者とするための、主体に対応する義務の主体者についての見解が欠落している。また、「教育」が、「社会」の課題解決によって規定されているのであるから、権利の主体は、むしろ、「社会」といってよいだろう。

ということであるから、この場合、教育をうける権利とは、盲児がみずからのうける教育に対して主体的権利をもっているというのではなく、単に教育の機会をもっているといえる。従って、教育をうける権利とは、自立可能性の高い盲児のみがもっている「社会」の課題解決のための「教育」をうける機会という意味に限定されているのである。

つぎに、ハウの活動をささえた精神についてであるが、それは、科学(医学)、実践、宗教(ユニテリアニズム)である。

第1に科学的精神であるが、まず医学の教育性を指摘したい。医学は、身体の自己回復性ないし自己発達性の確信に基いていると思われるが、外科医としてのハウも、「切断は、外科のはじ」<sup>84)</sup>とのべている。これが、従来、教育とは縁のなかった盲児の教育可能性を信じ、実証させたのである。<sup>85)</sup>また、彼の科学的探究心は、盲教育の他には骨相学において顕著であった。骨相学は、今世紀に入ってからこそ「疑似科学」として扱われるけれども、当時においては、一時かなり広まった「科学」といわれる。<sup>86)</sup>彼によれば、科学とは「明らかにうちがちがたい自然の障害をも、ものとし」<sup>87)</sup>ないのである。

第2に、第1に関連した実践的精神である。問題を科学的態度で観察し、それを実践によって証明するのは、ハウの常套手段であるといえよう。第1と第2の精神のセットは、彼の活動に重要な位置をしめると考える。

とりわけ重要なのは、第3の宗教(ユニテリアニズム)である。これは、その実践的精神たる人道・博愛の改革

的精神におきかえてもよいだろう。彼の場合、この精神は、第1に万人への愛として、より弱者であった盲人に関心をもつほど弾力的であったが、またその役割は、「社会」の要求に従うという一つの規定性をもっていた。彼は、博愛者の目的は、「十分な生計を盲人に保証するある継続的な職業に従事して、盲人が、彼らの生活を快よく、有用にすごせることができる」<sup>88)</sup>ようにさせるという

「社会」の代弁者ともなった。人道・博愛の第2の特質としては、盲人(弱者)に対するパターナルな態度を指摘したい。「苦痛なしに、楽しみはないということをも一度考えてみよ。さらに、憐れみの対象や慈悲心の実践がなければ、心の中に親切やキリスト教による慈善も生まれないということを考えよ。あなた自身の工夫力や慈悲心のための領域は、あの盲人のまさにその要求の中にあらわされていることを省みてみよ。……彼は一つの才能でもってそんなに多くのことをするなら、あなたは5つの才能をもっているのだから、どの位できるだろうか。そしてまた、彼はあきらめているのに幸福でさえもあるなら、あなたは一層幸せであることを省みなさい。そしてまた、英知はあらゆる仕事の中で、正当化されることを認めなさい。」<sup>89)</sup>ここでは、盲人の利益が直接問題となっているのではなく、慈善を与える側が、不幸な盲人に恵みを与えることによって、彼ら自身が幸福になれるという道徳的実践の問題としてとらえており、優越者としてのハウが、弱者としての盲人に、上から、パターナルな温情を与え、慈善を与えているといえる。むしろ、ここで慈善とは、物品を与えるというのではなく、盲院に対する支援という実践的改革を勧めるいわば社会的モラルとして説かれているのであるが、人道・博愛の精神とは、このような社会的優劣関係を前提としているといえよう。

## Ⅵ おわりに

以上のように、初期におけるハウの思想は、ほぼ「社会」の要求に基く教育論であったが、19世紀30年代のアメリカにおいて、盲院を設立させた教育論でもあった。

しかし、「教育の論理」<sup>90)</sup>に基く教育論をくみだるためには、「社会」の要求に基かないわずかな部分をテコに拡大・深化する他はない。その場合、中核となるのは「発達」観であろう。彼は、中期において盲ろうあ児の教育実践を手がかりに、「発達」観を変えることによって、盲教育についての見解をあらためる方向を示すであろう。さらに、50年前後の「白痴」児の教育を通して



一応の確立を示し、他方、教育をうける権利論も深化し、また、労働の権利にもふれるであろう。

さらに、彼の社会活動の中で、これらの活動はいかなる位置をしめるのかを明らかにするのは次の課題である。

また、ロック、ディドロ、アユイなどからの影響、啓

蒙思想との関わりについても今後の課題としたい。この課題の検討は、ハウ研究にとどまらず、近代において障害児の教育を成立させた一つの不可決な前提を明らかにすることでもあろう。

以上

## 文 献

- 1) ここで障害児教育と特殊教育とは、対立した概念として用いている。両者とも内容は十分明らかになっていないが、特殊教育とは近代社会に特有の概念であり、アメリカ(マサチューセッツ州)においては、おそらく、1863年に成立する州慈善委員会(Board of State Charities)の慈善事業再編における障害児対策をへて、19世紀～20世紀初頭に成立すると考える。他方障害児教育理論とは、特殊教育理論のもつ諸々の矛盾の内面的批判をへてのみ提起される。
- 2) 本稿では、盲児の教育(盲教育)には、弱視児も含まれる。
- 3) 最初の名称は、The New England Asylum for the Blindであった。本文中の名称になった時期は不詳(少くとも1833年以降)。なお、1839年5月には、The Perkins Institution and Massachusetts Asylum for the Blindとなる。盲院の教育開始は、1832年9月ごろである。ハウ自身は9月としているが、シュヴァルツは8月としている。“Education of the Blind” North American Review Vol. XXXVII 480 (July 1833) P. 57 (以下North.と略記。この論文は無署名であるが、後出のハウの諸論文と内容的に重複していることからみて、ハウの著作に間違いないだろう。シュヴァルツも著者をハウと断定している。Schwartz, H.(1956) : Samuel Gridley Howe, Social Reformer (1801~1876), Harvard University Press, 50) Schwartz, H: ibid. 52
- 4) 鳥羽欽一郎(1961) : アメリカ合衆国における産業資本の成立—アメリカ産業革命史序説—社会経済史大系Ⅶ, 弘文堂 36. この期のアメリカ経済史, とくにマサチューセッツの状況については、鳥羽(1958) : 近代経済史—アメリカにおける産業資本の形成と発展—, 日本評論社 133~163. 中村勝己(1966) : アメリカ資本主義の成立 日本評論社 105~108, 143~163. 豊原治郎(1962) : アメリカ産業革命史序説 未来社 11~107. Bidwell, P.W. (1921) : The Agricultural Revolution in New England. The American Historical Review, 26, 683~702などを参照。
- 5) エリ・ア・メンデルソン, 飯田他訳(1960) : 恐慌の理論と歴史 第2分冊 青木書店 91, 104, 106 次の恐慌は1829年におこっている。
- 6) Bidwell, P.W (1917) : Population Growth in Southern New England. Quarterly Publications of the American Statistical Association New Series, 120, 813, 819
- 7) Bullock C. C. (1907) : Historical Sketch of the Finances and Financial Policy of Massachusetts from 1780 to 1905. Publications of the American Economic Association Third Series, 7 (3), 23
- 8) First Annual Report of the Board of State Charities of Massachusetts, 1865, 204
- 9) 一番ヶ瀬康子(1966) : アメリカ社会福祉発達史 光生館 44
- 10) 同上 46
- 11) “Education of the Blind”, North. 22, 50
- 12) 盲院設立前に盲人が貧窮化しつつあったことは、問題に対する人道的・博愛的対応という形で民間の医師を中心にして活動されていたボストンのThe Eye and Ear Infirmary (1824年設立, 27年財団法人)の例がすでに示唆している。First Annual Report, 67~68.
- 13) Cummings, J. (1895) : Poor Laws of Massachusetts and New York. Publications of the American Economic Association First Series, 10 (4), 34~38. 著者によれば、1789~1851年は、マ州教貧史上「暗い時期」であった。
- 14) Pumphrey (1961) : The Heritage of American Social Work. Columbia University Press, 62~66
- 15) ibid. 67
- 16) 貧困盲児を対象としたという歴史的事実は、6ヶ月の実験的教育段階(この段階を設けたことを、ハウは「数人(注—実際には6人)の盲人が、自分たちの(教育をうけるという)主張を弁護する資格)をつくるためといい、その資格に適合することを証明することによって「公的な訴え」をすとのべている。“Education of the Blind”, North. 57)で貧困家庭から盲児を選び、また州立法部は、1833年2月に州の20人の貧困な盲児を無償でうけいれ扶養・教育しなければならないという条件で1年6千ドルの補助をしたということである。Annual Report of the Trustees of the New-England Institution for the Education of the Blind

- nd, to the Corporation 1834. 45, The forty-fifth Annual Report of the Trustees of the Perkins Institution and Massachusetts Asylum for the Blind, 1876, 80
- 17) 州が支援するといっても、盲院そのものは主要な政策対象になりえないゆえに、積極的な支援を意味するわけではない。
- 18) 1829年（おそらく盲院法人化認可以前）には、マ州盲人数調査が下院命令により行なわれている。  
“Education of the Blind”, North. 53, 56
- 19) この投資とは、次のように考えられよう。当時（1831年）の救貧法によれば、被救恤貧民は、1週大人70セント（子ども42セント）（なお20年には1ドル（55セント）、35年には49セント（28セント）であった。）の割合で扶養される。貧困盲人が救貧院で生活する場合、1年約36ドル（約22ドル）であるが、盲院州給費生は、生徒1人につき年300ドルかかるが、将来自活できれば結局、投資にみあうということであろう。Cummings, J. : ibid. 42 ~ 43
- 20) “Address of the Trustees of the New-England Institution for the Education of the Blind to the Public”, 1833, 5（以下Addressと略記）フレンチは、この見解をハウに帰している。French, R.S.（1924）: The Education of the Blind. Part 1, 42~43, なおハウは、校長だけでなく、盲院財団のSecretaryという要職もかねていた。上述の理事見解は、施設の第2の目的としてあげられているが、第1の目的としての「盲人が仲間に対してもっている（救済の）要求を真にうけいれる」というその「要求」が「投資」により規定されている。あるいは「投資」が実際には上位にあることは後に明らかになろう。なお、ニューヨークでは1831年盲院財団法人、32年3月教育開始（アメリカで最初）、フィラデルフィアでは、33年教育開始しているが、これは偶然に同じころ設立されたというのではなく、基本的にはいずれもが、同様の社会的条件の下にあって成立したからであろう。
- 21) フイッシャー及び設立過程については、フレンチ上掲書39~41参照。設立主体については、45th Annual Report, ibid. 79 記載の1829年の盲院財団法における財団メンバー名簿参照。
- 22) フェランドは、このころの時期を、博愛主義的・人道主義的な「明白に改革の時代」とのべて、多教の運動を指摘している。フェランド・名原・高木訳（1950）：  
アメリカ発展史 上巻 188~190 またCarlton, F.T.(1965) : Economic Influences upon Educational Progress in the United States, 1820 ~ 1850 Teachers College Press, 39 ~ 45
- 23) “Education of the Blind”, North. 53 ~ 54
- 24) Howe, S.G. (1837) : On the Education of the Blind. The Lectures delivered before the American Institute of Instruction, in Boston, August, 1836, 25（以下Am.と略記）
- 25) “Education of the Blind”, North. 21
- 26) Howe: ibid. Am. 24 ~ 25
- 27) ibid. 4 ~ 5
- 28) ibid. 4, Howe, S. G. (1836) : Education of the Blind. Literary and Theological Review, 3, 266 ~ 267（以下Lit.と略記）
- 29) Howe: ibid. Am. 14.
- 30) “Education of the Blind”, North. 56
- 31) Howe: ibid. Am. 20
- 32) ibid. 9
- 33) ibid. 25
- 34) Address. 6
- 35) “Education of the Blind”, North. 22
- 36) Howe: ibid. Am. 15
- 37) ibid. 20 “Education of the Blind”, North. 29, 46, 47 「盲児は……ができる」といういい方は、結局のところ、完全な解決にはならない。というのは、「……ができない」子どもに対しては、何の論拠にもなりえないどころか、逆にその教育を妨げる論拠にも転化する恐れがあるからである。
- 38) Howe: ibid. Am 14.
- 39) Address. 11
- 40) この目標は、盲教育に限らず、より普遍性をもっているといえよう。たとえば、1829年の州知事のろう教育に関するメッセージ参照。Breckingridge, S. P. (1927) : Public Welfare Administration in the United States. 105
- 41) ibid. 6 “Education of the Blind”, North. 34, 46
- 42) “Education of the Blind”, North. 36
- 43) ibid. 43
- 44) ibid. 43~44
- 45) ibid. 43
- 46) ibid. 44

- 47) ここで数学は、多くの学問の一つの例である。
- 48) Address. 14
- 49) *ibid.* 14 ~ 15
- 50) "Education of the Blind", North. 47
- 51) Howe: *ibid.* Lit. 275
- 52) Address. 15
- 53) *ibid.* 11 ~ 12
- 54) "Education of the Blind", North. 46 ~ 47
- 55) 身体的教育とは身体に健康に必要な教育, 具体的には手仕事をさす。Address. 14 参照。
- 56) Address. 13
- 57) Annual Report. 1834, 8 理事の言及。知的にすぐれているとされる盲児の学ぶ知識の意味をここで規定しておきたい。みられるように、彼らの学ぶ内容とは、将来、学者・教師になって自活するための糧として考えられているのであって、盲児のおかれている状況の認識・克服のための知識という意味は、望むべくもなかった。
- 58) Address. 15
- 59) *ibid.* 7
- 60) *ibid.* 15
- 61) Howe, *ibid.* Lit. 273
- 62) 音楽を職業とするような子どもの場合も、問題の基本は同じである。
- 63) Annual Report. 1834. 8
- 64) Howe, *ibid.* Am. 17 ~ 18
- 65) *ibid.* 19 "Education of the Blind", North. 34, 44
- 66) "Education of the Blind", North. 57
- 67) Howe: *ibid.* 19
- 68) *ibid.* 20 ハウは、以上のような個人的・通俗的勤勉によって問題はかなり解決できると楽観的に信じていた。
- 69) 貧困の原因を個人の道徳に求めるこの時期の「社会」の一般的な態度を参照されたい。一番ヶ瀬康子 同上 43~44
- 70) なお, "Annual Report, 1836", では年令制限を6 ~ 20才としている。さらに入学条件としては、立派な道徳的性格を有するという教貧委員又は牧師の証明書を必要とした。道徳的性格とは、勤勉を意味しているのであろう。 *ibid.* 16
- 71) 「社会」と考えてよい。
- 72) Address, 11~12. この言及は、正眼児の教育の状況から考えて、「社会」説得であると考えられるが、教育目的・内容への一貫性をもっていることから考えて、ハウ自身の本音と理解しておく。
- 73) 上述のプア・リチャード的功利主義とプロテスタント倫理は、このような処遇を支える精神となる。
- 74) この点に関しては、とくにシュヴァルツのハウ伝第Ⅸ章 pp.120 ~136 参照。
- 75) ハウとマンの関係は、ハウがブラウン大在学時、マンはその大学の教師であり、またマンは、少なくとも1833年以降盲院財団の理事であった。マンへの権利論の影響の根拠は、マンのコモンスクール運動にハウが重要な位置をしめ、またマンが権利論を展開するのが、1837年のマ州教育長就任以降ということである。
- 76) Howe: *ibid.* Am. 25
- 77) Annual Report, 1836, 13 私費生の場合、月16ドル年約200ドルを支払わねばならなかった。この金額は、ハウが後年、教師が生活するのに最低の賃金として年約800 ~ 1,300ドルとしており、また1832年に職人の賃金がよくて日給2 ~ 3ドルであったことからみて、貧困家庭でなくともかなりの負担であり、私費生として盲児を盲院にやることは困難であったろう。また給費生も、衣服は自前でそろえねばならなかった。Annual Report, 1836, 16, Richards L. E. ed. (1909): Letters and Journals of Samuel Gridley Howe. Vol. 2, Dana Easters & Company, 102. 望月清人(1969): アメリカ労働政策史研究 ミネルヴァ書房 70
- 78) 実質的には中間層以上の支配層といってよいだろう。
- 79) ハウの36年論文の他に、36年の「財団に対する理事報告」と題する年報中に、「権利」論が展開されており、また前出のリチャーズの"Letters and Journals"中に書簡のコピーとして日付不詳の別の「権利」論が紹介されているが(p.112)、前者は、各理事の署名がなく、またハウが理事報告をかいたこともあったようであり、後者は、内容(ヒフの色にかかわらず)盲児は教育をうける権利をもつ)からみて、このころ問題になっていた黒人の盲児入学問題とのかかわりで、立法部議員にあてられた書簡と思われるから、この時期(前後)にかかれたとみてよいと考える。
- 80) 第3条, 7条, 45th Annual Report. 180 ~ 81 ただし, 30人は, 1832年2月の立法部決議により20人となった。Annual Report. 1834, 5, 38th Annual Report, 29. Schwartz, *ibid.* 53 参照。なお, 本稿

では、1829年財団法と実際に教育をはじめる1832年以降の間の過程を明かにできなかった。しかし両者の間には、微妙な差があることを指摘しておきたい。第1に、AsylumからInstitutionという名称の変更、第2にそれと関わって、29年法では対象を年齢にかかわりなく、30人以下の貧困盲人を扶養・教育するとあるが、教育をはじめてからは、年齢制限をし、20人の給費生となった。

- 81) 38th Annual Report. 29. First Annual Report of the Board of State Charities of Massachusetts, 70
- 82) The New-England Magazine vol. V (1833), 124  
 なお、シュヴァルツによれば、黒人奴隷問題に関しての彼の態度は、この時期では、奴隷解放は、奴隷所有者の自覚にまつべきだといった隠健な態度であった。  
 ibid. 150 ~ 151

83) 「盲児が人間となる」とは、彼のいう教育目的を参照。

84) Howe: ibid. Am. 5

85) さらに、とくに後に従事する「白痴」同様とされていた盲ろうあ児、さらに獣同様とされていた「白痴」児の教育との関係で重要であろう。

86) Schwartz. H. (1952): Samuel Gridley Howe as Phrenologist. American Historical Review, 57 (3), 644 ~ 651

87) Education of the Blind, North. 36

88) ibid. 47 ~ 48

89) Howe: ibid. Lit. 266

90) この概念を明らかにするのは今後の課題である。しかし、これは基本的に、「社会」の論理と対立する。とくに、「発達」観においてである。

THE THOUGHT ON THE EDUCATION OF THE BLIND BY S.G.HOWE  
IN HIS EARLY PERIOD

Makio Nakamura  
(Tokyo University of Education)

The purpose of this article is to analyze the thought of S.G.Howe (1801-1876) on the education of the blind in the early period of his work (1831-1837), who was one of the founders of the Special Education in the U.S.A.

The New England Institution for the Education of the Blind had been incorporated in 1829 by humanists and philanthropists in order to protect the "society" from the poor. His thought was principally based upon this purpose.

He criticized the previous treatment of the blind which had given them alms indiscreetly, for it had been not only ineffective to the "society", but also given many evils to the blind themselves.

He regarded the blind as ones who were equal to the seeing, i.e., who might be happy, useful and independent. Such a view of his contributed to the placement of the economical independence, training of becoming musicians, scholars and teachers, and manual laborers, as the object of the Institution. In other words, the training was divided into

three courses each of which was for musicians, scholars and teachers, and manual laborers respectively. The selection of a course was, however, determined just according to the limitation of his faculty. Therefore, manual laborers could not especially have enough opportunity to learn intellectual studies. In addition, moral education was aimed to form a spirit of economical independence which was thought to be useful for the "society". The education of the Institution was practically to exclude the blind who did not obviously appear to be independent economically, even if they were poor and were within school-ages.

And he insisted upon the right to education of the blind and the deaf mute, for the subjects considered to be adequate for the Institution had not been admitted because of the want of the funds. In consequence, his thought was placed in a conflict against the State's.

In conclusion, it was paternal humanism and philanthropy that supported his thought of education.